

前橋工科大学附属図書館利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋工科大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等(以下これらを「図書館資料」という。)を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 前橋工科大学(以下「本学」という。)の教職員

(2) 本学の学生

(3) その他館長の許可した者

2 市民等への公開について必要な事項は、別に定める。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長は必要により変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 開学記念日(6月1日)

(4) 年未年始

(5) 館内整理日

(6) 蔵書整理期間の日

(7) その他館長が休館を必要と認めた日

(利用区分)

第5条 図書館資料の利用区分は、次のとおりとする。

(1) 館内閲覧

(2) 館外貸出

(3) 特別貸出

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、閲覧室で閲覧するものとし、館外に持ち出してはならない。

(館外貸出)

第7条 館外貸出を受けようとする者は、次の手続をしなければならない。

(1) 本学の学生は、学生証を提出する。

(2) 本学の教職員は、個有のバーコードを提出する。

(3) 学外者は、前橋工科大学附属図書館利用者カード交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、登録手続を経て、前橋工科大学附属図書館利用者カード(様式第2

号)の交付を受け、それを提出する。

2 貸出図書は、利用者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

(館外貸出の冊数及び期間)

第8条 館外貸出ができる冊数及び期間は、次のとおりとする。

(1) 本学の学生その他館長の許可した者

ア 貸出冊数 6冊以内

イ 貸出期間 15日間

(2) 教職員

ア 貸出冊数 20冊以内

イ 貸出期間 1か月間

(図書の返納)

第9条 館長は、必要がある場合には、貸出期間中であっても貸出図書の返納を求めることができる。

(貸出禁止図書)

第10条 次の図書は、貸し出すことができない。ただし、館長が許可したものについては、この限りではない。

(1) 貴重図書

(2) 辞典、年鑑、統計類等の図書

(3) 逐次刊行物(新聞・雑誌・パンフレット類)

(4) その他館長が指定したもの

(相互協力)

第11条 館長は、必要があると認められるときは、他大学及び公共図書館と相互に協力するものとする。

(調査相談)

第12条 図書館は、図書の利用相談及び専門研究調査の依頼を受けたときは、文献又は書誌等に基づいて回答するものとする

(視聴覚資料)

第13条 視聴覚資料は、館外貸出を行わない。ただし、館長の承認を受けたときは、この限りではない。

2 視聴覚資料を利用する者は、視聴覚資料館内利用票(様式第3号)に必要事項を記入し、係員に提出して視聴覚室で利用するものとする。

(文献複写)

第14条 利用者は、所定の手続を経て、図書館において図書館資料の複写を行うことができる。

2 複写に関し必要な事項は、別に定める。

(賠償)

第15条 利用者が、図書館資料を紛失又は損傷した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(利用者の厳守事項)

第16条 利用者は、次の事項を厳守するものとし、違反した者は退館させるものとする。

- (1) 常に静粛を保ち、音読又は雑談をしないこと。
- (2) 図書その他の物品等を大切に取り扱い、汚損し、又は無断で持ち出さないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、喫煙しないこと。
- (5) 学習室においては、学習に必要な図書 及び文具以外は持ち込まないこと。
- (6) その他他者の迷惑になるような行為を しないこと。

(利用の禁止)

第17条 館長は、図書館の運営を妨げる者 に対しては、図書の貸出停止又は図書館の利用を禁止することができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、附属図書館図書委員会に諮り館長が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第25号)

この規則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成15年4月1日から施行する。